## 工業用水道汚泥処理に関する基本協定書

新潟県企業局(以下「甲」という。)、 みび糸色出去(以下「西」という。)は、田が所有才 (以下「乙」という。)

及び糸魚川市(以下「丙」という。)は、甲が所有する放射性セシウムを含む工業用水道汚泥(以下「汚泥」という。)の処理に係る手続の基本的な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、汚泥を糸魚川市内において適正かつ円滑に処理することを目的とする。

(汚泥の放射性セシウム濃度)

- 第2条 甲が糸魚川市内において処理できる汚泥は、汚泥の種類ごとの放射性セシウム濃度 (セシウム-134 及びセシウム-137 の濃度の合計値をいう。)が1キログラムあたり100 ベクレル以下のものとする。
- 2 甲が1キログラムあたり100 ベクレルを超える汚泥を搬入した場合は、乙は処理しない ものとし、この返却等にかかる費用は甲が負担する。
- 3 甲は、糸魚川市内における処理を開始する前に、糸魚川市内において処理しようとする 汚泥の種類ごとの放射性セシウム濃度を測定し、乙及び丙に報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告は、甲が委託した者にさせることができる。

(汚泥の種類及び数量等)

第3条 甲は、糸魚川市内において汚泥を処理するにあたり、処理しようとする汚泥の種類、 数量その他処理に関する必要な事項について、乙及び丙と協議するものとする。

(汚泥の処理)

- 第4条 乙は、汚泥の処理に係る行為を行う期間において、次に定めるモニタリングを行う ものとする。
  - (1) 排ガスの放射性セシウム濃度 1月に1回
  - (2) 処理施設敷地境界における放射線量 7日に1回

(実績報告)

- 第5条 乙は、毎月の受入れした汚泥の数量及び前条に規定するモニタリングの結果について、丙に翌月の10日までに報告するものとする。
- 2 甲は、毎月の乙で処理するために搬出した汚泥の種類ごとの量、その放射性セシウム濃度、その他丙が必要とする項目について、翌月の10日までに丙に報告するものとする。

(調査)

第6条 丙は、甲の汚泥の発生施設及び保管施設並びに乙の処理施設敷地内において放射線 量等の調査を行うことができるものとする。 2 丙は、前項に規定する調査及びその他の調査等により異常を認めた場合は、甲及び乙に 処理の停止を求めることができるものとする。

(情報公開)

- 第7条 甲及び乙は、モニタリング結果等に関する情報の公開に努めるとともに、必要に応じ住民説明等を行うものとする。
- 2 丙は、甲及び乙から得たモニタリング結果等に関する情報のうち必要と認められるもの について公表できるものとする。

(異常発生時の措置)

- 第8条 甲及び乙は、モニタリングの結果等により処理における異常を認めた場合は、直ちに処理を停止し、遅滞なく丙に報告するとともに必要な対応を行うものとする。
- 2 前項の規定によるモニタリングは、甲又は乙が委託した者にさせることができる。

(費用負担)

第9条 汚泥の処理にあたり丙の支出する費用及び不測の事態が生じた場合に要する費用については、甲、乙及び丙が協議するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、 甲、乙及び丙の協議により更新することができる。

(解除)

第11条 本協定は、甲、乙及び丙が協議の上、解除することができる。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

本協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1 通を保有するものとする。 住 所 新潟市中央区新光町4番地1 甲 新潟県企業局 企業管理者 桑原 勝史

住 所 (市内企業)

 $\angle$ 

住 所 糸魚川市一の宮1丁目2番5号丙 糸魚川市糸 魚 川 市 長 米 田 徹